

2020年6月23日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号

フジ日本精糖株式会社

代表取締役社長 櫻 田 誠 司

第97回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第97回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第97期（自2019年4月1日）
（至2020年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第97期（自2019年4月1日）
（至2020年3月31日）計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

変 更 前	変 更 後
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 <u>当社は、会社法第329条第3項により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

(下線は変更部分を示します)

変 更 前	変 更 後
<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として</u>選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>ただし、前条3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

第2号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり舩越義和、櫻田誠司、菊地正男の各氏が再選され、新たに関根郁也、高橋明彦、山口佳仁の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、菊地正男、高橋明彦および山口佳仁の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり坏 好教氏が再選され、就任いたしました。なお、坏 好教氏は会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり補欠監査役に藤田世潤氏が選任されました。なお、藤田世潤氏は補欠の社外監査役であります。

以 上

なお、同日株主総会終了後開催の取締役会において、代表取締役社長に櫻田誠司氏が選定され、就任いたしました。

また、監査役会の決議により、福田 弘氏が常勤の監査役に選定され、就任いたしました。

配当金のお支払いについて

第97期の期末配当金 1株につき11円は、2020年6月5日付でお送りいたしました第97回定時株主総会招集ご通知に同封の「期末配当金領収証」により、払渡期間内（2020年6月8日から2020年7月7日まで）にお近くのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口でお受け取りください。また、口座振込をご指定の方は、すでにお送りいたしました「期末配当金計算書」および「配当金振込先ご確認のご案内」をご確認ください。